

八王子市ごみ処理基本計画等
策定支援業務委託

仕 様 書（案）

八王子市資源循環部ごみ減量対策課

第1章 総則

1 目的

八王子市ごみ処理基本計画等策定支援業務委託（以下「本業務」という。）は、「ごみ処理基本計画（以下、「基本計画」という。）」、「清掃施設整備計画」及び「災害廃棄物処理計画」（以下、「各計画」という。）を一体的に策定・改定するために、計画期間となる令和6年度～15年度の概ね10年間における、本市のごみ処理に関する全体的な方向性について調査・分析し、必要な支援業務を行うことを目的とする。

2 仕様書の適用

本仕様書は上記業務に適用する。

3 委託場所

八王子市

4 委託業務期間

本業務の委託期間は、契約締結日の翌日から令和6年3月31日までとする。

5 準拠法令、規則等

受託者は、業務の履行にあたり廃棄物処理法ほか、この業務に係る法令、規則、通知基準、指針を遵守するものとする。特に、環境省「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月改定）を参考とすること。

6 資料の貸与

本業務の履行に必要な資料収集は、原則的に受託者が行うものとするが、市が保有する調査資料または文献等で業務に必要と認められるものは可能な範囲で貸与する。

7 秘密保持

受託者は、業務の履行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

別紙特記仕様書の「個人情報を取り扱う事務の委託に関する特記仕様書」を順守すること。なお、本契約終了後も同様とする。

8 技術者等

受託者は、本業務の円滑な推進を図るため、十分な経験を有する技術者を業務にあたらせること。特に管理技術者については、廃棄物に関する豊富な経験と高度な知識を持つ「技術士（衛生工学部門 廃棄物・資源循環）」を保有する者を配置し、業

務の全般に渡り技術管理及び業務管理、指導を行うものとする。あわせて、管理技術者及び主担当技術者については、「技術士補(衛生工学部門又は環境部門)」以上の資格及び平成25年度以降に、地方公共団体が発注するごみ処理基本計画策定支援業務について、元請けとしての履行実績を有する者を配置するものとする。

廃棄物管理等、従前の名称のものを含む。

9 疑義

受託者は、業務を行うにあたり市と十分に協議を行うものとするが、履行途上において、いずれかに疑義が生じた場合は協議をするものとする。

10 要点録の作成

受託者は、本市との打合せ及び協議において、その内容の要点録を原則として2週間以内に作成し、両者確認後、提出すること。

11 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了等の際し、本市の指示する書類を提出すること。

12 成果品

受託者は年度ごとに別に示す成果品を提出するものとする。なお、成果品の作成にあたっては、予め本市と協議し作成する。

13 検査

受託者は、成果品について本市の検査を受けることとし、検査合格を持って業務の完了とする。

なお、業務完了後であっても成果品に不備等が発見された場合、速やかに市の指示に基づき、受託者の負担と責任においてこれを修正すること。

14 支払方法

本業務の支払いは成果品の検査終了後、受託者が提出する委託料請求書に基づき、年度ごとに1回支払を行う。

15 関係機関との協議等

関係機関及び地域住民との協議において説明等が必要な場合、若しくは受注者の出席が必要な場合、資料作成など誠意をもってこれにあたること。

16 調査時における留意事項

現地において調査内容等について住民等より詳細な説明等を求められた場合は、速やかに本市監督員に連絡し、指示に基づき対応すること。

1.7 特許権等

受託者は、特許権あるいは著作権等その他第三者の権利の対象になっているイラスト等を本業務のために使用する場合、その使用に関する許可・費用等については、一切の責任を負う。

また、業務で作成したデータ、書類、書物等の著作権、著作権は八王子市に帰属する。

1.8 その他

- (1) 本業務について、仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託者が責任をもって対応すること。
- (2) 受託者は、本業務の目的を達成するために、本業務委託の進捗状況については市に適宜連絡し、誠実に業務を実行すること。
- (3) 受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託してはならない。また、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、事前に市に対し、再委託の名称、代表者氏名、その他必要な事項を通知し、その承認を得なければならない。また、その場合受託者は、当該再委託先に対し、再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負う。
- (4) 本業務仕様書に記載されている全ての作業について、市に対し、別途費用を請求することはできない。ただし、仕様書の変更等による追加費用については別途協議を行うものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については契約書の定めによる。
- (6) 本業務において送信する電子メール、電子メールに添付する電子ファイルについてはコンピューターウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のため、最新バージョンのウイルス対策ソフトでの処理を実施するものとする。

第2章 各計画共通の業務内容

1 現状整理及び将来推計

<令和4年度>

(1) 現基本計画の進捗状況の整理・評価

ア ごみ排出量・処理量に関する事項

本市の実績データから、現基本計画の数値目標の達成状況等について評価を行うこと。

イ ごみ組成に関する事項

市が実施するごみ組成分析調査について、調査方法等に関して必要な助言を行う。また、調査結果及び市が提供する過去の調査結果をもとに、ごみ組成に関する本市のデータから、本市における各種施策の市民・事業者への協力度合等について整理・評価を行うこと。

ウ 施策の実施状況に関する事項

現基本計画にて設定した各種施策に関して、その実施状況並びに施策を実施するにあたり本市の抱える課題、次期基本計画策定に向けた施策の方向性について整理・評価すること。

エ ごみ処理システムに関する事項

現在の本市におけるごみ処理システムについて、ごみ排出量、資源物回収量、エネルギー回収量、CO₂排出量、清掃施設稼働状況及び更新目安などを中心に整理・評価を行う。なお、評価の際には環境省「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(平成25年4月改訂)を踏まえて実施すること。

(2) 将来ごみ量推計

ア ごみ組成に関する分析

現基本計画の各種施策(分別区分変更等)の影響を考慮し、ごみ組成に関する将来的な傾向を分析すること。

イ ごみ排出量の推計

アや市が提供する将来推計人口を踏まえ、今後15年間(令和20年度まで)のごみ排出量について、推計を行うこと。

ウ ごみ処理・処理量の推計

上記で予測したごみ排出量に対して、市での処理・処分が必要な量を予測すること。

(3) 市民・事業者への意識調査

ア 市が令和4年秋頃に実施予定の市政モニターについて、調査項目等に関して必要な助言を行うこと。

イ 市民・事業者のごみ減量・資源化等に関する意識や本市施策への参画状況、参画意向及び提案等について、調査を実施すること。

(4) 現基本計画における課題の整理

前3項の業務のほか、ごみ処理を取り巻く今後の社会・経済情勢や、国・東京都の動向等を踏まえ、本市における課題(清掃施設整備及び災害廃棄物対策を含む)を整理すること。

<令和5年度>

(5) 時点修正

令和4年度に整理した内容をもとに、令和4年度実績を踏まえて各事項の時点修正を行うこと。

2 循環型都市八王子プラン<仮称>計画案の作成

<令和4年度>

(1) 骨子作成

次期の各計画に盛り込むべき基礎情報(本市の人口、産業等)や現基本計画の進捗状況、及び各計画の策定・改定に向けた基本的な考え方等について整理し、次期の各計画を掲載した循環型都市八王子プラン<仮称>の骨子としてとりまとめること。また、検討過程や各種データについては、別途電子データ等で取りまとめること。

<令和5年度>

(2) 素案作成

環境審議会等での審議資料として、素案の作成を行うこと。なお、各種審議により指摘のあった事項について、必要に応じて適宜修正を行うこと。

(3) 素案概要版作成

比較的簡易な表現を用いることにより、市民や事業者等を対象にしたパブリックコメント用の素案の概要版を作成すること。

(4) パブリックコメント意見集約・整理、検討

ア 実施・入力・集計

次期の各計画により多くの市民・事業者等の意見・提案を反映するため、市が実施するパブリックコメントについて、市民から寄せられたコメントを入力・集計すること。

イ 類型化・回答案検討

アにおいて実施・入力・集計したコメントについて、類型化を行うとともに、市としての回答案を検討すること。

(5) 循環型都市八王子プラン〈仮称〉計画案作成

前項における回答をもとに、修正が必要な部分について素案への反映を行い、各計画案を作成すること。また、検討過程や各種データについては、資料編またはデータ集として取りまとめること。

3 会議運営支援

<令和4年度・5年度共通>

(1) ごみゼロ社会推進協議会運営支援

市が運営する「ごみゼロ社会推進協議会」について、会議出席・要点録作成、必要に応じて資料作成等の支援を行うこと。

なお、ごみゼロ社会推進協議会は、令和4年度は3回程度、令和5年度は2回程度の開催とする。

(2) 環境審議会等運営支援

環境審議会、環境推進会議及び庁内環境調整委員会等の各種会議のうち、ごみ処理基本計画に関連する会議においては出席・要点録作成、必要に応じて資料作成等の支援を行うこと。

なお、環境推進会議、庁内環境調整委員会幹事会、庁内環境調整委員会小委員会、環境審議会のごみ処理基本計画に関連する案件で、全会議合わせて、令和4年度は4回程度、令和5年度は5回程度の開催を想定すること。

(3) 庁内検討会運営支援

市が運営する「庁内検討会」について、会議出席、必要に応じて要点録や資料作成等の支援を行うこと。

なお、受託者が出席する部内検討会は、令和4年度に3回程度の開催とする。

第3章 ごみ処理基本計画改定に関する業務内容

<令和4年度>

1 基本方針の検討

(1) 基本計画の位置付け

国・都の関連法や本市の関連計画との位置付けを明確に、基本計画との整合性について整理すること。

(2) 重点課題の整理

本市の現況等を踏まえ、基本計画の改定にあたって、重点的に考慮すべき課題を整理する。

(3) 基本方針の検討

第2章で整理した事項をもとに、次期基本計画に必要と考えられる基本方針を検討し、次期基本計画の全体的な方向性について検討を行うこと。

(4) 主要施策の検討

次期基本計画において重点的に取り組むことを目指す主要施策の検討を行うこと。

(5) 数値目標項目の検討

現基本計画の進捗状況や、ごみ処理を取り巻く現在若しくは将来にわたる社会的な要求、国・東京都の動向及び他市の事例などを踏まえて、次期基本計画において設定することが望ましいと考えられる数値目標及び指標等の項目案について検討を行うこと。

(6) 数値目標の立案

将来ごみ量予測結果及び次期基本計画期間における施策等を踏まえ、次期基本計画における数値目標案について立案を行うこと。

2 基本施策及び主な事業の検討

前項を踏まえ、基本施策及び主な事業を検討すること。なお、検討にあたっては、以下の事項を含めること。

(1) プラスチック資源循環法への対応について

収集・処理方法や民間企業との連携、市民・事業者の適切な手数料負担の観点も含め、最適な手法及び実施手順に関すること。

(2) 生ごみの減量・資源化について

ア 食品ロス削減推進法や東京都の食品ロス削減推進計画をふまえた効果的な食品ロス対策に関すること。

イ 「生ごみの減量・資源化」の更なる推進に向けた最適な手法及び実施手順に関すること。

(3) 事業系ごみ対策について

事業系ごみの減量・資源化のため、業種別・規模別の排出量推計方法及び効果的な対策に関すること。

(4) 新たな技術の活用について

- ア 人口減少への対応やカーボンニュートラル、デジタルトランスフォーメーションに向けた取り組みとして、GPSやAI等を活用した、収集・処理方法の効率化に関すること。
- イ 使用済み紙おむつの資源化をはじめ、民間企業が有する先端技術を活用した施策に関すること。
- ウ コロナ禍での新たな生活様式への対応として、オンライン等を活用した非接触型の周知啓発に関すること。

<令和5年度>

3 時点修正

令和4年度のごみ量実績及び各種審議等を踏まえ、令和4年度に整理した事項の時点修正を行うこと。

第4章 清掃施設整備計画策定に関する業務内容

<令和4年度>

1 清掃施設体制の検討・提案

第2章の整理結果を踏まえ、次期計画で令和15年度までに実現を目指す清掃施設パターンを、以下の事項に基づき、複数案提案すること。

(1) 清掃施設検討パターンの種類

清掃施設検討パターンは、以下の施設ごとに行うことを基本とする。

ア 既存施設の更新パターン

- (ア) 焼却施設(戸吹清掃工場)
 - (イ) 不燃物中間処理施設(戸吹不燃物処理センター)
 - (ウ) プラスチック中間処理施設(プラスチック資源化センター)
- なお、上記(ア)~(ウ)を併合して更新することも検討すること。

イ 新規施設の設置パターン

- (ア) 生ごみ資源化施設
- (イ) 紙おむつ資源化施設

(2) 清掃施設検討パターンの内容

清掃施設検討パターンの設定にあたり、以下の項目について整理すること。

- ア 施設機能(処理対象、処理方式、その他エネルギー関連機能など)
- イ 処理能力

(3) 清掃施設検討パターンの設定条件

清掃施設検討パターンを設定するにあたり、最新の技術動向及び国、都の施策動向を調査のうえ、それらを踏まえて検討すること。また、民間活用や東京都のごみ処理広域化・集約化の動向について考慮すること。特に、プラスチックの処理体制については、プラスチック資源循環法における再商品化計画の認定を受けられるパターンも検討すること。

(4) 清掃施設検討パターンの評価・検討

前項までに抽出した清掃施設パターンに対して、LCA(ライフサイクルアセスメント)の手法を活用して、各パターンを実現した場合に得られる効果(CO₂削減効果含む)とその場合のコスト(イニシャルコスト・ランニングコスト含む)等について、パターン間の相対的な比較・評価を行うこと。

(5) 評価結果の考察及び次期清掃施設体制の提案

前項で評価・検討した各清掃施設パターン結果を踏まえ、各パターンの長・短所について整理し、実現性、得られる効果および市民・事業者からの理解などの定性的事項も含めた考察を行い、次期計画においてその実現を目指すことが最も望ましいと考えられる最適な清掃施設体制を提案すること。

(6) 立地レイアウトの整理

前項で提案される清掃施設体制を基に、施設立地レイアウト案を作成すること。なお、清掃施設建設候補地については市から提示するものとする。

2 清掃施設整備構想の策定

前項業務を踏まえて、将来的な清掃施設整備に関する基本的な考え方や整備方針及び各種諸元の検討を「清掃施設整備構想」としてとりまとめること。

<令和5年度>

3 清掃施設付属機能の提案

第1項の検討結果に基づいた清掃施設パターンにおける、付属機能について提案すること。なお、提案事項は下記の事項を基本とする。

- (1) 環境負荷低減機能
- (2) 災害対策機能
- (3) 環境教育・啓発機能
- (4) その他必要な事項

4 清掃施設整備スケジュールの整理

検討結果に基づき、今後の各施設に関する更新時期等、施設整備に向けた事業スケジュールの整理を行うこと。なお、施設整備の事業スケジュールについては、本市の財政負担を考慮したものとし、施設整備に係る概算費用及びスケジュールを明確にし、活用できる交付金等及び今後に必要な事務手続き等を整理すること。

5 時点修正

各種審議を踏まえ、令和4年度に整理した事項の時点修正を行うこと。

第5章 災害廃棄物処理計画改定に関する業務内容

<令和4年度>

1 災害廃棄物対策の整理

本市の「災害廃棄物処理計画（平成28年3月策定）」及び「災害廃棄物対策マニュアル」を参考に、下記の事項を基本として、国や都の方針及び近年の災害事例等を調査のうえ、必要な対策を検討したうえで新たに「災害廃棄物処理計画」として整理すること。

(1) 目的

(2) 計画の位置付け

(3) 方針の対象

ア 対象とする災害廃棄物

イ 対象業務

ウ 処理事業ロードマップ

(4) 災害廃棄物対策の基本的な考え方

ア 災害廃棄物処理の基本方針

イ 災害廃棄物処理の基本的な事項

ウ 一部事務組合、近隣市町村、東京都等との連携体制構築

(5) 災害予防（被害抑止・被害軽減）

ア 組織体制と役割分担

イ 関係団体との連携

(6) 災害廃棄物対策 [初動期（発災後1ヶ月まで）]

(7) 災害廃棄物対策 [応急対応期（前半）（発災後約3か月まで）]

(8) 災害廃棄物対策 [応急対応期（後半）（発災後約1年まで）]

(9) 災害廃棄物対策 [災害復旧・復興等]

(10) 災害廃棄物処理支援

ア 災害廃棄物処理の支援体制整備

イ 処理支援

(11) 災害廃棄物処理受援

(12) 処理方針に基づく対策訓練

<令和5年度>

2 時点修正

各種審議を踏まえ、令和4年度に整理した事項の時点修正を行うこと。

第6章 成果品

成果品は以下のとおりとする。

データ処理及び報告書の作成にあたっては、Microsoft 社製 office Excel 及び Word を使用し、使用ソフトウェアのバージョンを明記すること。

また、データ処理の際には、計算式等を明らかにするとともに、データ処理の手順を明確にする。また、コンピューターウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のため、最新バージョンのウイルス対策ソフトでの処理を実施するものとする。

<令和4年度>

- 1 循環型都市八王子プラン<仮称> (ごみ処理基本計画、清掃施設整備計画、災害廃棄物処理計画を掲載したもの。以下同様。) 骨子
(A4 版白黒印刷・簡易製本・80 頁程度) 10 部
- 2 検討過程、各種データ集 (A4 版白黒印刷・簡易製本・30 頁程度) 10 部
- 3 清掃施設整備構想 (A4 版白黒印刷・簡易製本・20 頁程度) 30 部
- 4 上記成果品を納めた電子データ (CD - ROM) 1 枚

<令和5年度>

- 1 循環型都市八王子プラン<仮称> 素案
(A4 版白黒印刷・簡易製本・100 頁程度) 150 部
- 2 循環型都市八王子プラン<仮称> 素案概要版
(A4 版白黒印刷・簡易製本・8 頁程度) 150 部
- 3 循環型都市八王子プラン<仮称>
(A4 版・カラー印刷・くるみ製本・100 頁程度) 700 部
- 4 循環型都市八王子プラン<仮称> 概要版
(A4 版・カラー印刷・8 頁程度) 1,000 部
- 5 ごみ処理基本計画、災害廃棄物処理計画 資料編
(A4 版・白黒印刷・くるみ製本・50 頁程度) 300 部
- 6 清掃施設整備計画 資料編 (A4 版・白黒印刷・くるみ製本・50 頁程度) 300 部
- 7 その他データ集<収集した資料、その他策定業務に使用したデータ>
(A4 版白黒印刷・簡易製本) 100 部
- 8 上記成果品を納めた電子データ (CD - ROM) 1 枚